

平成 30 年度

推 薦 入 試
学 習 能 力 適 性 検 査

小 論 文

注意：答えは解答用紙に記入すること。

次の文章は 2017 年 4 月 1 日の河北新報の社説である。この文章を読んで第 1 問から第 3 問に答えよ。

やはり「氷山の一角」だった。その深刻ないじめの事実の重さが契機となり、方針に反映されたと言えるだろう。

文部科学省は国のいじめ防止対策の基本方針を改定し、全国の教育委員会などに通知した。東日本大震災で被災したり、東京電力福島第 1 原発事故で避難したりした子どもに対する、いじめの未然防止・早期発見に取り組むことなどが盛り込まれた。

もちろん、契機になったのは横浜市で発覚した事例だ。福島県から自主避難した中学生が横浜市の小学校に転校した直後から、名前に菌を付けて呼ばれるなどしていた。

公になった昨年 11 月時点で、支援団体が指摘した通り、全国に避難した子どもに対するいじめはその後、各地で次々と明るみに出た。

原発事故に関する国と東電の過失責任を認めた 3 月 17 日の前橋地裁判決でも、原告となった避難児童・生徒が受けたいじめが認定された。

「服に放射能が付いているとからかわれた」「周囲から『福島君』と言われた」「漢字ノートに『気持ち悪い』『近づくな』などと書かれたメモを挟まれた」

子どもたちはいずれも心に深い傷を負った。

原発事故から 6 年。十分に声を上げられず、見過ごされ、放置されてきたとしたら、あまりにつらく長い期間だったに違いない。

前橋地裁判決では、群馬県に自主避難した中学生が福島県内に戻った際に受けたいじめも認定された。「逃げていったんだろう」などと心ない言葉を浴びせられたり、バッグを投げられたりした。

原発事故の影響と向き合う地域でも、避難を巡るいじめが起きていたことは看過できず、悲しくもある。

福島県ではきのうとさきの 2 日間で、富岡町など 4 町村の避難指示が一部を除き解除された。自主避難者に対する県の住宅無償提供は 3 月で打ち切れ、県内に戻る子どもたちが増えるとみられる。

戻ってきた児童・生徒がいじめられることは、断じてあってはならない。

福島の学校や教育関係者にとって避難者いじめは「人ごと」ではない。「わがこと」なのだと自覚してほしい。

改定した基本方針は避難した子どもに限らず、いじめ全体への向き合い方を示した。学校全体で情報を共有するなど、組織的な対応の重要性を説いた。特定の教職員が抱え込んでしまうことは、いじめ防止対策推進法の「規定違反」になると明記した。

いじめ問題では、横浜市の教育長が「金銭授受のいじめ認定は困難」と発言し、批判された。新潟市の小学校では相談を受けた担任教諭が数カ月間も放置していた。

目を背けず、事実を認め、情報を共有する。基本方針の根底に避難児童・生徒が受けた傷があることを、教育現場は忘れてはならない。

第1問

本社説に最も適切と考えられるタイトルを記載せよ（30字以内）。

第2問

本社説の要点を記載せよ（80字以内）。

第3問

福島原発の避難児童・生徒に対する「服に放射能が付いているとからかわれた」などのいじめを防止するための教育法を提案せよ（400字以内）。